

国保は保険税で支えられています

問い合わせ 税務課 62 -1114

世帯主課税

国民健康保険税は、加入している人の世帯主（納税義務者）に課税されます。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯内に国民健康保険の加入者がいれば、世帯主の名前で課税されますので納税通知書は世帯主に送付されます。

1年間(4月～翌年3月)の保険税

40歳未満の人は、医療分を国保の保険税として納めていただきます。40歳から64歳の人は、従来の国保の医療分に介護保険分（介護分）を合算した額が国保の保険税となります。

平成17年度は合併前の旧7町の税率を適用した不均一課税となっていましたが、平成18年度から次のとおり統一することとなりました。

平成18年度国民健康保険税率

区分	医療分	介護分
所得割額	課税対象額（※）×税率7.0%	課税対象額（※）×税率1.15%
資産割額	固定資産税額×税率35.0%	固定資産税額×税率5.0%
均等割額	被保険者1人につき27,000円	被保険者1人につき6,800円
平等割額	1世帯につき28,000円	1世帯につき4,000円
課税限度額	53万円	9万円

課税対象額は、前年の総所得金額から基礎控除額33万円を差し引いた額です。

納期

国保税の納期は、7月から翌年の2月までの年8回です。18年度からこの納期に統一されました。各納期限は、月末（ただし12月は25日）です。

納付方法

納付書で納付する方法と、口座振替の方法があります。便利で安全な口座振替をお勧めします。各期の口座振替日は各納期限と同一日です。

保険税の軽減制度

所得の低い人の負担を少なくするため、世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の軽減制度があります。これは、各軽減適用世帯に対し、均等割額と平等割額を軽減するものです。

（注）ただし、所得の申告をされていない世帯については、軽減を受けることができません。加入者は必ず申告をしてください。（無収入の方でも申告が必要です。）

・2割軽減の適用を受けるためには

2割軽減申請書を提出する必要があります。所得申告をしている人で、2割軽減に該当すると思われる世帯には、2割軽減申請書を送付いたしますので、記入押印のうえ、期限（6月15日）までに必着となるよう税務課へ提出してください。

・7割軽減・5割軽減の対象者

申請書を提出する必要はありませんが、所得申告をしている人が対象となります。